

京都市告示第480号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成27年12月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

南区西九条仏現寺町，上鳥羽尻切町，上鳥羽町田，上鳥羽塔ノ本，上鳥羽藁田及び上鳥羽卯ノ花の各全部

南区西九条柳ノ内町，西九条森本町，東九条南石田町，東九条南河辺町，東九条南松田町，上鳥羽勸進橋町，上鳥羽苗代町，上鳥羽南苗代町，上鳥羽鉾立町，上鳥羽南鉾立町，上鳥羽高島町，上鳥羽菅田町，上鳥羽上調子町，上鳥羽角田町，上鳥羽仏現寺町，上鳥羽大柳町，上鳥羽大物町，上鳥羽北島田町，上鳥羽南島田町，上鳥羽堀子町，上鳥羽花名，上鳥羽北花名町，上鳥羽南花名町，上鳥羽北塔ノ本町，上鳥羽南塔ノ本町，上鳥羽鴨田，上鳥羽城ヶ前町，上鳥羽岩ノ本町，上鳥羽大溝，上鳥羽石橋町，上鳥羽中河原，上鳥羽麻ノ本，上鳥羽奈須野町及び上鳥羽火打形町の各一部

伏見区竹田向代町川町の全部

伏見区深草向川原町，深草勸進橋町，竹田向代町及び竹田流池町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)